

委員会提出議案第二号

選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書

右の議案を文京区議会議規則第十二条第二項の規定により提出する。

平成三十一年三月十四日

提出者

総務区民委員会委員長

前田くにひる



文京区議会議長 名取 顕一 様

選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書

最高裁判所は2015年12月、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方については、「国会で論じられ、判断されるべき」としました。

それから3年が経過しましたが、夫婦の姓をめぐる環境は、さらに大きく変化しています。

平均初婚年齢は年々上がり、現在30歳前後です。男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えています。戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。また、少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれます。さらに人生100年時代、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。

選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものです。これは男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながり、少子化対策の一助にもなります。

また、法的根拠のない「旧姓併記」がこれ以上広がることにより生じる、災害時の本人確認など、2つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚増加による婚姻制度の形骸化を防ぐこともできます。さらに、法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを継続できることから、「女性活躍」の推進にもつながります。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、男女がともに活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓について審議するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長